

近世初期(元和・寛永期)の公儀普請(城普請)の実態に関する考察Ⅱ —— 石材調達・石垣普請の事例を中心に ——

白 峰 旬

緒 言

近世初期(特に慶長・元和・寛永期)に幕府が主導しておこなった公儀普請による城普請に関して、前稿「近世初期(元和・寛永期)の公儀普請(城普請)の実態に関する考察Ⅰ-石材調達・石垣普請の事例を中心に-」⁽¹⁾では、『細川家史料』(大日本近世史料)を中心に、それ以外の諸史料も分析の対象として、公儀普請(城普請)の実態を示す諸例を各項目別にまとめる作業をおこなった。

本稿では、紙幅の関係から前稿で扱うことができなかった項目(石場・採石地に関する諸例、石上場・石置き場などに関する諸例、石垣構築等における技術的指示・内容に関する諸例、など)について、前稿と同様の史料を分析対象として、諸例をまとめる作業をおこないたい。

本稿では、豊前小倉藩主・肥後熊本藩主であった細川家の関係史料として著名な『細川家史料』(大日本近世史料)を中心に、それ以外の諸史料も分析の対象とした。本稿で扱った史料に関して、以下では、『細川家史料』⁽²⁾については、「細川〇(各巻の数字)-〇〇号」、『宗国史』⁽³⁾については、「宗国-〇〇頁」、『三重県史』資料編、近世1⁽⁴⁾については、「三重-〇〇号」、『大阪編年史』⁽⁵⁾については、「大編〇(各巻の数字)-〇〇頁」、『大坂城再築関係史料』⁽⁶⁾については、「大再-〇〇頁」というように略称する。

公儀普請(城普請)の実態を示す諸例

A. 石場・採石地についての諸例

【1】来々年の江戸城普請の石の用意のため、石場に念を入れるように、細川忠興が細川忠利に対して指示した(元和4年[1618])、(細川1-169号)。この場合、細川家では、江戸城普請の前々年から石場の確保に向けて動いていたことがわかる。

【2】以前取った石場はまず塞いで置くように、細川忠興が細川忠利に対して指示した。これは、万一の時に(この塞いだ石場を)役に立てる(「自然之時之用」)ためであった(元和4年)、(細川1-173号。大再-67頁)。このように大名家が持っている石場であっても、場合によっては意図的に塞いだケースがあったことがわかる。

【3】細川忠興は、大坂城普請が来春早々に開始されることになったので、摂津国御影・飯盛あたりへ石場を取りに家臣2名を遣わした。また、淡路の石場について、（細川忠利が）確かな者を「阿州のおとな衆」（＝徳島藩の年寄衆）へ遣わして、よい所を見はからい、取り置くように細川忠興が細川忠利に対して指示した。そして、淡路での石場は肝要なので、よい所を見はからい、徒歩の者2人程を石場に来年まで付けておくように細川忠利に対して指示した（元和5年〔1619〕、（細川1-194号。大再-75頁）。この場合、細川家が他大名（徳島藩）の領内（淡路）において、大坂城普請の前年から他大名の了解のもとに石場を確保したことがわかる。

【4】細川忠興は、谷衛友（丹波山家藩主）に石場を渡すように（家臣に）指示した（元和5年）、（細川1-195号。大再-77頁）。この場合、細川家が他大名に石場を渡したことは注意される。ちなみに、谷衛友は大坂城普請（再築工事）には参加していない。

【5】「しゆがく寺」（現在地の比定については不明。伊豆国内か？上方か？小豆島か？）にある細川家の石場について、加々爪忠澄（寛永元年〔1624〕の大坂城普請第Ⅱ期工事の公儀普請奉行）が細川忠利のところへ、たびたび（石場を）もらいに来た。細川忠利は、そこに石場があることを知らなかったが、石場を加々爪忠澄へ遣わすことについて細川忠興に伺ったところ、以前から（細川家で）取り置いた石場であり、加々爪忠澄へ遣わすように指示された（元和9年〔1623〕、（細川2-372号、51頁の（附）文書）。この場合、「しゆがく寺」にある石場の存在について、細川忠興は知っていても、細川忠利は知らなかったことがわかる。そして、細川忠興の了解のもとに、加々爪忠澄へ細川家の石場を遣わしたことは注意される。

【6】細川忠興書状には、「伊豆御普請」という記載がある（寛永6年〔1629〕、（細川3-721号）。これは伊豆での石切り作業を指すものと思われ、石切り作業についても「普請」と表記している点は注意される。

【7】細川忠興書状には、「伊豆之石場」についての記載がある（元和4年）、（細川7-1709号）。

【8】江戸城普請の用意として、將軍徳川秀忠より、石3万（個の調達）が町人に命じられ、伊豆において誰の石場であっても（構わないので）、石を用意するように命じられた。そのため、町人が「とりかち」（＝取り勝ち）に石場を取ったので、石（の調達を）命じられた（町人の鈴岡彦兵衛と次郎助に対して、（細川家の）石場を受け取り、石をこしらえて、そのあと（の石場を）また細川家へ渡すように細川忠利は指示した。伊豆にて切り置いた石2000程は、伊豆にて売らせる予定であった（元和6年〔1620〕、（細川8-2号。大再-86頁）。このように、3万個もの石の調達は將軍秀忠が大名にではなく、町人に対して直接命じたことや、秀忠の命により、伊豆の石場において各大名の石場であっても、それを無視して石の調達がなされたことがわかる。そして、この時、細川家でも石場を町人に提供したことがわかる。

【9】寛永13年（1636）の江戸城普請の準備として、細川忠利は、同11年（1634）に「石切共」を少し伊豆へ遣わした（寛永11年、（細川11-775号）。この場合、寛永13年の江戸城普請の準備として、前々年の冬から、伊豆で石材の準備をしていることがわかる。なお、細川忠利書状では、伊豆へ遣

わす石切について、「今度之伊豆へ遣候普請人」と表記しているので(寛永11年)、(細川11-776号)、伊豆での石切り作業が「普請」と表記されていた点は注意される。

[10] 来年の江戸城普請について、細川光尚は、伊豆へ人を遣わして雁木石(「かんき石」)を調達した(寛永13年)、(細川13-1195号)。この雁木石は細川家から幕府へ進上するためのものであり、伊豆にて500本分をすべて切り立てた(寛永14年[1637])、(細川13-1214号)。

[11] 寛永9年(1632)、近江国において水口城普請があるため、それぞれ石場が必要であり、その宿を頼んだことを、細川忠利が稲葉一通(豊後臼杵藩主)・有馬直純(日向延岡藩主)・木下延俊(豊後日出藩主)に対して報じている(寛永9年)、(細川16-1754号)。また、水口城普請について、(諸大名は)すべて石場を取ったことを、細川忠利が森忠政(美作津山藩主)に報じ、森忠政に対しても石場を取るように助言した。細川忠利は3年は公儀普請を命じられないと思うので石場は必要ないが、まずは石場を取り置いたので、細川家に公儀普請が命じられなければ、森忠政にその石場の一部を、大方よい石場であるので遣わすことを提案した。そして、京極高広(丹後宮津藩主)は水口のあたりを大方石場として取ったがそれほどは必要ないので、森忠政が少しもらうように細川忠利が森忠政に対して提案もした(寛永9年)、(細川16-1813号)。このことから、公儀普請があると、事前に諸大名は石場の確保に奔走したことがわかるとともに、大名が他大名に石場の一部を譲ってもらうケースもあったことがわかる。寛永10年(1633)には、水口の石場がよい石場であることを了承した旨を細川忠利が有馬直純に対して報じている(寛永10年)、(細川17-2036号)。

[12] 寛永9年、細川忠利は、(同年に改易された)加藤忠広(元肥後熊本藩主)の小豆島にある石場について、その石場を預かっている庄屋が土庄(村)の太郎兵衛であると聞いたので、その石場が空いているのであれば、細川家の石場に申し受けたい旨を小堀政一に対して申し入れている(寛永9年)、(細川16-1787号)。このことは、大名が改易された場合、その石場を他大名がもらい受けるケースがあったことがわかり、この場合は、旧熊本藩主の加藤忠広の石場を新熊本藩主の細川忠利がもらい受けようとしたケースである(つまり、前藩主の石場を引き継ぐ、ということになる)。そして、小豆島での大名の石場は、地元の庄屋が預かる形をとっていたこともわかる。

[13] 寛永10年、細川忠利は、幕府旗本の小林時喬に対して、①伊豆東浦にて先年より、細川家が石場を取り置いたが、その所の者の預かり状があり、その写しを送るので、今でも相違がないように所の者に対して、(今でも細川家の石場であることについての確認を)小林時喬より命じるように頼んだ。②(前年に改易された)加藤忠広の石場も(伊豆に)あると聞いているので、この石場を細川家で取りたいので、その所の者に小林時喬より命じるように頼んだ。そして、そのほかにも(石場として)空いているところがあれば取りたい、と述べている。(これらの石場確保は)現在は公儀普請はないが、以後の公儀普請の時のためと思い申し入れている、と述べている(寛永10年)、(細川17-2368号)。上記①は、伊豆における石場の継続的確保に細川忠利が注意していたことがわかり、地元の者(伊豆の者)が細川家の石場を預かっており、細川家に対して預かり状を出していたことがわかる。上記②は、上述の小豆島における加藤忠広の石場を細川忠利がもらいたい、と申

し入れたことと同様に、伊豆における加藤忠広の石場も細川忠利が所望していたことがわかる。こうした石場確保は公儀普請のためである、と細川忠利が明言している点は、何のために大名が石場を確保するのか、という意味で注目される。その後、伊豆東浦の石場の確認、加藤忠広の石場の譲渡、そのほかに新しい石場（「新町場」、「新丁場」）の譲渡が、小林時喬より細川忠利に対してなされた（寛永10年）、（細川17-2374号）。この場合、新しい石場のことを「新町場」、「新丁場」というように表記している点は注意される。つまり、石場＝「町場」、「丁場」と表記したケースがあった、ということになる。そして、同11年には、新しい数ヶ所の石場（「新町場数ヶ所」）が渡され、地元の者（伊豆の者）の預かり手形を細川家家臣が取ってきた（寛永11年）、（細川18-2381号）。このように、伊豆における大名の石場は、地元の者が預かって管理しており、（石場を預かっている証明として）大名に対して預かり状（或いは、預かり手形）を出していたことがわかる。

【14】 寛永11年、細川忠利は、相模国内の稲葉正勝（相模小田原藩主）の領内に（前年に改易された）堀尾忠晴（元出雲松江藩主）の石場があり、その石場を細川忠利が取り置きたいとして、稲葉家の家老である田辺信吉のところへ家臣を遣わして了解をとり、石場預かり手形を細川家の家臣が取ってきた。また、堀尾忠晴が所の者に預けておいた普請道具も田辺信吉の配慮により、もらうことになった（寛永11年）、（細川18-2382号）。この場合も、改易された加藤忠広の小豆島と伊豆の石場を細川忠利が申し入れてもらい受けたのと同様のケースである。今回も（石場を預かって管理する地元の者が）石場預かり手形を大名に対して出していることがわかる。なお、大名の普請道具も（石場を預かって管理する）地元の者が預かっていた点は注意される。

【15】 寛永13年の江戸城普請について、細川忠利は、石場は伊豆に4、5ヶ所持っている、ということを書いている（寛永11年）、（細川18-2650号）。このことは一大名が一ヶ所の石場を持つというわけではなく、複数の石場を持っていたことを示している。

【16】 寛永13年の江戸城普請について、細川忠利は、石と栗石は（江戸で）買ってから、伊豆へ普請の者を遣わす予定、としている（寛永11年）、（細川18-2715号）。このことから、最初に石と栗石を江戸で買って、買うことができる石の数を確定してから、残りの石の数を伊豆で取る、という方針であったことがわかる。

【17】 寛永13年の江戸城普請について、細川忠利は、伊豆へ石を割るために300人を遣わし、江戸へ石が来た時の水揚げのため150人を申し付けた。そして、石場は「わり」（＝割）になる旨を立花宗茂（筑後柳川藩主）より申し越した（寛永11年）、（細川18-2717号）。この場合、採石のため伊豆へ遣わす人数と、江戸での石の水揚げのための人数を1セットで考えている点は注意される。そして、（伊豆の）石場は幕府が諸大名に対して（石場の場所を）割り付けたことがわかる。幕府が石場を割り付けた、ということは、諸大名が勝手に石場を設定して取ることができなかったことを意味すると思われる。

【18】 寛永13年の江戸城普請について、細川忠利は、（伊豆の）石場・（江戸の）石上場・（江戸城の普請）丁場が早く決まれば、小屋場の勝手も済み、何もかも埒が明く、と記している（寛永11年）、

(細川18-2724号)。このことは、石場(伊豆)・石上場(江戸)・普請丁場(江戸城)の3ヶ所はいずれも重要な場所であったことを示している。

【19】寛永13年の江戸城普請について、細川忠利は石垣普請の担当であり、江戸・伊豆両所の石場は割り付けになるので、柳生宗矩・加々爪忠澄・堀直之・佐久間實勝の4人の公儀普請奉行に相談するように老中から指示されている(寛永11年)、(細川18-2732号)。この場合、江戸の石場というのは石上場のことを指すと思われるので、伊豆の石場と江戸の石上場は、幕府が諸大名に対して割り付けたことがわかる。

【20】寛永13年の江戸城普請について、同11年、松平正綱(幕府の勘定奉行)・石川政次(幕府の御船手)・石川重勝(幕府の御船手)が石場の見立てに行くことと、江戸の石上場と伊豆の石場は、「高下」なく「割」になる、と細川忠利は記している(寛永11年)、(細川18-2736号)。このことから、幕府の役人が事前に伊豆の石場の視察に行ったことがわかり、石場を諸大名に割り付けるにあたって、その現場を視察した、という意味なのであろう。そして、江戸の石上場と伊豆の石場が、諸大名の石高の上下に関係なく、幕府から割り付けられるという幕府の方針がわかる。これと同様の記載は、他の細川忠利書状にも見られ、石場と水上場はすべて「割」になる(寛永11年)、(細川18-2753号)、伊豆の山と江戸の水上場はすべて「わり」になる(寛永11年)、(細川18-2760号)、石場と水上場が「割」になるので下奉行を遣わした(寛永11年)、(細川18-2762号)、と記されている。

【21】寛永13年の江戸城普請について、普請丁場と石場が「割」になる、と細川忠利は記している(寛永12年〔1635〕)、(細川19-2804号)。この記載からは、普請丁場と石場が幕府から割り付けられることがわかるので、上述したように、江戸の石上場と伊豆の石場が割り付けられる、という記載と考え合わせると、伊豆の石場と江戸の石上場と江戸城の普請丁場は幕府から諸大名に対して割り付けられる、という幕府の方針がわかる。

【22】寛永14年、細川忠利は、池田光政(備前岡山藩主)に対して「上方近所」において石場を望み「御無心」を申し入れたところ、先年、池田忠雄(寛永9年に池田光政が備前岡山に移封される前の岡山藩主)が加藤嘉明(陸奥会津若松藩主)へ貸しておいた石場があり、「兒島之内」(備前国児島郡)にあるその石場を細川忠利に貸すことになった。そして、大坂にいる細川家家臣を池田家の石場奉行2人のところへ遣わして石場を受け取ることになった(寛永14年)、(細川21-3837号)。その後、細川忠利は、池田光政に対して礼を述べたほか、細川家家臣が石場を案内してもらった礼を池田由成(岡山藩の家老であり、この石場の近辺に知行所がある)に述べている(寛永14年)、(細川21-3864号)。この場合は、上述したような改易された大名(加藤忠広、堀尾忠晴)の石場をもらい受けるケースとは異なり、藩主の了解をとって石場を借りるケースであった点に違いがある。

【23】元和6年の大坂城普請について、藤堂高虎(伊勢津藩主)は家臣に対して、6月中(8月中或いは9月中の誤記か?)に大坂の「石丁場」(石上場の誤記か?)へ(石を)着けるので、8月中に加茂(山城国相楽郡)の普請(=石切り作業を指す)を念を入れて申し付け、終了次第に帰国するように指示した。そして、大石を出し切り、少しでも余日があれば、「きりはつしの石」を川

端へ出しておくように指示した。さらに、役儀・夫数等の算用について、今後、見られるように念を入れて帳面をつくっておくように指示した（元和6年）、（三重-266号）。このことから、石場である加茂から大坂に石を搬送して到着させる時期を明示して、加茂での石切り作業を終了させるとともに、川を使って大坂へ石を搬送する便を考えて、切り出し石を川端に出さしておくように指示したことがわかる。

【24】元和6年の大坂城普請について、藤堂高虎は小豆島にいる家臣に対して、10月中に（石切り作業を）終了するので、いよいよ精を出し、小豆島にいる者共が遊ばないように、また、迷惑をかけないように命じた（元和6年）、（三重-268号）。

【25】元和9年、藤堂高虎は、大坂城普請の用意として、家臣の藤堂高清の組300人で加茂石の上げ下ろしをするように指示し、それでも（人数が）不足した場合は、組はずれのうちで300人を遣わすように指示した。この時、高虎は運賃船のことについても指示している（元和9年）、（三重-274号）。この運賃船については、加茂の石の搬送に関係すると考えられる。

【26】元和9年、藤堂高虎は家臣に対して、小豆島の石が（大坂へ）来たら、船を少しも待たせず（石を）上げて、船を戻すように指示した。そして、小豆島よりまたまた大石が（大坂に来て）上がる予定なので油断しないように指示した（元和9年）、（三重-278号）。このことから、小豆島からどんどん大石が大坂へ海送されてきた様子（状況）がよくわかる。高虎が船を大坂で少しも待たせずに戻すように指示したことは、小豆島と大坂の間を石船でピストン輸送していたことを示している。

【27】藤堂高虎は自身が加茂（の石場）へ3月晦日に行くので、家臣も申し合わせて来月（4月）2日に加茂へ着くように指示した（年次不明）、（三重-386号）。このことから、藤堂高虎自身が加茂の石場へ行ったことがわかり、石場を家臣に任せたままにしていなかったことがわかる。

【28】藤堂高虎は家臣に対して、加茂での石切りの様子を申し越すように指示している（年次不明）、（三重-431号）。このことは、藤堂高虎が、加茂での石切りの進捗状況を家臣に報告させていたことを示している。

【29】寛永元年の鍋島勝茂（肥前佐賀藩主）の書状には、前年の春から10月まで、摂津国広田山（現兵庫県西宮市）にて石取りをおこない、築石200、角石5を採石した、と記されている（寛永元年）、（大編5-29頁）。

【30】元和6年の大坂城普請について、山内忠義（土佐高知藩主）は、大坂へ着けた石数、（採石地の）御影（摂津国）、飯盛（河内国）にある石数、栗石などについて、書付の通り披見したことを家臣に対して出した書状で述べている（元和6年）、（大再-88頁）。このことは、山内忠義が大坂に到着した石数、採石地にある石数を家臣に報告させて把握していたことを示している。

【31】元和6年の大坂城普請について、藤堂高虎は、加茂の石場にいる家臣に対して、笠置川筋の船を大小共にどれだけでも才覚して、500艘、1000艘でも用意して、よい栗石を大坂へ着けるように指示した（元和6年）、（大再-96頁）。このことから加茂の石を川船で運送したことがわかるほか、船の数として500艘～1000艘というように相当数の船を調達しようとしていたことがわかる。

【32】大坂城普請について、黒田長政は家臣に対して、①運賃船を使って銀子50貫目程にて、石5000～6000を大坂へ積み届けることを指示し、その分が済んだら改めて様子を報告すること、②この奉行には、現在、御影に付けてある馬杉一正をあてることと、垣生幸親は紀伊国の石場が済んだら、紀伊国から(石を)積む運賃船の奉行になること、③伏見から積み下した石船は、普請の者に漕がせることと、現在、何十石(積み)の船に、何人持ちの石をどれくらい積んで、どこからどれくらい積むのか詳しく書き付けて報告すること、を指示した(年次不明)、(大再-100頁)。このことから、黒田長政が石の運送状況について個数も含めて詳しく把握しようとしたことがわかる。

【33】元和8年(1622)11月の細川家での塩飽(讃岐国)から大坂へ海送した石の詳しい内訳が記されている。そして、^{だんべい}段平船が5月21日に塩飽に着き、同月23日に石を積み始めたことも記されている(元和8年)、(大再-132～133頁)。これを見ると、どれくらいの数の石を大坂へ海送したかがよくわかるとともに、石を出すことにも日用を使ったことがわかり、日用は普請丁場だけでなく石場にもいたことがわかる。また、塩飽の石場において、波止に出した石、道に出してある石、山にある石、山に切り置いてある石などがあったことがわかり、山→道→波止→段平船に積み込み→大坂へ海送、というプロセスがよくわかる。

【34】寛永元年の大坂城普請について、細川忠利は、塩飽での石切り直しに「家中之役人」700人を奉行を付けてすぐに遣わすように家臣に指示した(寛永元年)、(大再-146頁)。このことから、塩飽において、どれくらいの人數で石切り作業をおこなったかがわかる。

B. 石上場(水上場)、石置き場、石寄せ、小屋場についての諸例

【1】細川忠興は、細川忠利に対して、大石・栗石の江戸での「上所」について、忠興に尋ねるには及ばないので、なぜ取っておかないのか、と叱責して、早々に「石上場」を取っておくように指示した(年次不明)、(細川1-247号)。このことから、石を江戸で水揚げする場所(陸揚げする場所)の早急な確保も大名にとって重要であったことがわかる。また、江戸で石を陸揚げする場所について、「上所」、「石上場」と記していることがわかる。

【2】江戸城普請について、いずれも諸大名が寄せ置いた石、という記載が細川忠利書状にある(元和6年)、(細川8-2号)。

【3】江戸城普請について、石を寄せたが、本丸(普請)には少しも着手していない(元和8年)、(細川9-88号)。江戸城普請について、寄せ石までであって、少しも本丸(普請)には着手していない(元和8年)、(細川9-89号)。江戸城天守の(天守台の)石を寄せていないので、(細川家の江戸屋敷普請のために石を寄せることは)御法度である(元和8年)、(細川9-90号)。このことから、普請(石垣普請)に着手する前のプロセスとして、(諸大名が)石を寄せる(寄せ石)作業があったことがわかる。そして、寄せ石が完了するまでは、江戸市内で大名が屋敷普請など私的に寄せ石をすることは幕府により禁じられていたことがわかる。

【4】寛永13年の江戸城普請について、細川忠利は、石川政次(幕府の旗本)の屋敷のうしろにある、

去年、細川家が使用していた石置き場⁽⁷⁾を小笠原忠真（豊前小倉藩主）が石置き場として借りた旨であったので、石川政次の了解をとったうえで、「ごさい嶋」（江戸にあったと思われるが、現在地の比定については不明）（の石置き場）を小笠原忠真に引き渡すことになった（寛永13年）、（細川13-1192号）。このことは、石の保管場所である石置き場の確保も大名にとって重要であったことがわかる。そして、大名同士で石置き場を貸し借りしたことがわかる。この場合、譜代大名に石置き場を貸している点も注意が必要かも知れない。

【5】^{せにかめ}錢毬橋（江戸の道三堀にかかっていた橋。現在の東京都千代田区丸の内1丁目⁽⁸⁾）の石置き場のことについて、本多政朝（播磨姫路藩主）へ返事をしたことと、（細川家の？）上屋敷の前でも（石を）置くように（本多政朝へ）申し入れたことが細川忠利書状に記されている（寛永13年）、（細川13-1192号）。この場合、錢毬橋の石置き場のことというのが、細川家の石置き場を本多政朝に貸す、という意味であるならば、返事の諾否は不明ながら、上述の小笠原忠真に石置き場を貸したケースと同様の事例ということになる。この事例も、石置き場の確保が大名にとって重要であったことを示している。

【6】寛永14年、將軍徳川家光へ進上する雁木石について、細川家では伊豆にて500本分をすべて切り立て、そのうち半分程は江戸へ着いたが、石上場は酒井忠知（幕府旗本であり作事奉行）より受け取った。そして、細川忠利は雁木石置き場の礼を酒井忠知へ申し遣わした（寛永14年）、（細川13-1214号）。この場合、石上場を酒井忠知から受け取ったということは、石上場の場所が幕府から割り付けられたことを示している。そして、細川忠利は雁木石置き場の礼を酒井忠知へ申し遣わした、としていることから、この場合は、石上場＝石置き場ということになる。

【7】寛永13年の江戸城普請について、細川忠利は石垣の築方（「石垣つきかた」）を幕府から命じられ、来々年（＝寛永13年）正月より着手することになった。そうすると、寄せ石をおこなう大名（「寄石之衆」）は、来年（＝寛永12年）3月時分より7月内外に伊豆より石を取らないと用に立たないので、石船以下を申し付けるとしても、ただ今（＝寛永11年10月）より国許にて急いで命じないといけない、と有馬直純（日向延岡藩主）に対して書状を出している（寛永11年）、（細川18-2653号）。この場合、寛永13年の江戸城普請において、細川忠利は石垣方の第三組の組頭であり、有馬直純は第三組に属する大名であった関係から⁽⁹⁾、こうした指示を細川忠利が有馬直純に出したと考えられる。細川忠利は寛永13年正月着手という時期から逆算して、前年の寛永12年3月～同年7月頃に伊豆から石を取らないといけないので、伊豆から江戸への石の海送のための石船の建造・調達は、それ以前の寛永11年10月以降急いで国許で命じないといけない、という時間的計算をしている。普請準備のプロセスとして、こうした時間的計算を細川忠利がおこなっている点は注目される。

【8】寛永13年の江戸城普請について、「入石之衆」という記載が細川忠利書状に出てくる（寛永11年）、（細川18-2671号）。後述する細川18-2718号の内容と比較すると、この「入石之衆」とは、石を寄せることを幕府から命じられた大名という意味であることがわかる。

【9】寛永13年の江戸城普請について、細川家では江戸留守居が同11年に早くも、小屋場と石上場

の用意をしていた(寛永11年)、(細川18-2717号)。このことは、大名が採石をする場合、石場の早期確保だけでなく、石上場の早期確保も重要であったことを示している。

【10】寛永13年の江戸城普請について、「手伝」と「寄石衆」に分かれることになった(寛永11年)、(細川18-2718号)。このことは、手伝い普請(石垣普請)を担当する大名と石寄せを担当する大名に分かれたことを意味しており、石垣普請だけでなく、石寄せも大規模な作業であったことを示している。

【11】寛永13年の江戸城普請について、細川忠利は、前年の同12年に(普請開始が)早まった場合、早くも伊豆へ「石誘の山入」をおこなっており、4月～5月中には大方の石・栗石を寄せ、7月～8月の間に「御普請手始之日限」を定めたならば、「石垣築申候儀」は40日～50日はかからないだろう、と記し、そうであれば冬には普請の者も在所へ帰ることになる、と記している(寛永11年)、(細川18-2735号)。このことから、伊豆での採石→石寄せ→石垣普請→普請終了後に普請の者が帰国、というプロセスがわかるとともに、それにかかる日数もだいたい推計している点は注意される。

【12】寛永13年の江戸城普請について、前年の同12年に寄せ石をおこなう(寛永11年)、(細川18-2736号)。このことから、普請の前段階のプロセスとして寄せ石をおこなったことがわかる。

【13】寛永13年の江戸城普請の準備として、細川忠利は、前々年の同11年12月8日に、早くも石割りをする者360人を伊豆へ、石上の者150人を江戸へ遣わした(寛永11年)、(細川18-2760号)。この場合、同日に伊豆(石場)と江戸(石上場)へ人数を遣わしていることから、石場への人数配りだけでなく、石上場への人数配りも重要であったことがわかる。また、人数を比較すると、石場へ遣わした人数は、石上場へ遣わした人数の2倍以上であったことがわかる。

【14】細川忠利の石置き場のことについて、細川家の江戸留守居が向井忠勝(幕府旗本)に申し入れたところ、向井忠勝の屋敷を(使うように)渡された(寛永12年)、(細川19-2889号)。このことから、細川忠利が旗本の屋敷を石置き場として借りたことがわかる。

【15】寛永12年、細川忠利は、向井忠勝の屋敷がある壺岸島と、石川政次の屋敷の裏の「こさい嶋」を(石置き場として)使っていた。森長継(美作津山藩主)が、この「両所」のうち20間を借りたいと細川忠利に申し込んだが、細川忠利は、向井忠勝と石川政次の了解を取るよう森長継へ申し入れた(寛永12年)、(細川19-2895号)。このことから、石置き場の持ち主の了解がないと、石置き場の又貸しはできなかったことがわかる。なお、寛永13年の江戸城普請において、細川忠利は石垣方の第三組の組頭であり、森長継は第三組に属する大名であった関係から⁽¹⁰⁾、こうした申し入れを細川忠利にしたと考えられる。

【16】寛永12年3月、細川忠利は、公儀普請奉行の柳生宗矩と佐久間實勝に宛てて、普請の役人(=中間・小者などの武家奉公人)を置く小屋場1ヶ所を見立てたが狭いと指摘したうえで、近日、伊豆の石場から役人が来るので、細川忠興の屋敷の並びにある丹羽長重(陸奥白河藩主)、島津忠興(日向佐土原藩主)が、(幕府へ)上げた下屋敷が空いているため、そこを貸してもらえれば役人を

置きたく、細川忠興の屋敷の並びにあり、そのうえ小屋なので火事のことでもそれ程気遣いも必要ないため、（柳生宗矩と佐久間實勝で）相談して渡してもらえるように頼んでいる（寛永12年）、（細川19-2906号）。このことから、伊豆の石場から江戸に来る予定の細川家の役人を収容する小屋場として、現在空いている、もとの丹羽長重、島津忠興の下屋敷に小屋場をつくることを計画していたことがわかる。多くの人数を収容する小屋場をつくるためには、もとの下屋敷のように広い土地が必要であった、という意味であろう。

【17】寛永12年4月、細川忠利は、上述の丹羽長重、島津忠興が（幕府へ）上げた屋敷を小屋場として渡されることになり、そのほかに本多政朝の下屋敷の左右へかけても小屋場になることになった（寛永12年）、（細川19-2919号）。同年8月2日には、細川家の普請の者を、細川忠利が伊豆の石場より少々江戸へ呼び寄せたが、（普請の者を）置くところもないので、小屋場を早く渡してくれるように、公儀普請奉行の朝比奈正重と駒井昌保に申し入れている（寛永12年）、（細川19-2980号）。このことから、小屋場（伊豆の石場から江戸へ来た普請の者を入れておく）は幕府から大名に渡されるものであり、小屋場を渡されるまでは、大名が自分の判断だけで勝手に小屋場へ普請の者を入れることはできなかったことがわかる。その後、同月4日には公儀普請奉行の朝比奈正重が小屋場の引き渡しに向いて、細川家に小屋場を渡した（寛永12年）、（細川19-2982号）。このことから、小屋場の引き渡しには公儀普請奉行が直接出向いて立ち会ったことがわかる。

【18】元和9年、大坂城普請の準備として、藤堂高虎は家臣に対して、石置き場が定まったので、まず「清左衛門殿前」の石場（この場合は石置き場という意味と思われる）へ、その「はた」（＝端）にある平石を「手前之者」（藤堂家の家臣という意味）か日用にて急ぎ引かせるように指示した。とにかく（石の）上場に石がたまらないように指示し、小豆島から石が来たら、船を少しも待たせずに（石を）上げて船を戻すように指示した。そして、小豆島よりまたまた大石（が大坂に来て）上がる予定と記している（元和9年）、（三重-278号）。このことから、石置き場が定まると、すぐにそこへ石を引かせるように藤堂高虎が指示したことがわかる。また、石上場に石がたまらないように指示したことも重要である。この史料内容からは、小豆島から大石がどんどん大坂に海送されてきた様子があるので、石置き場へ石を引かせることが遅れると石上場に石がたまってしまったのであろう。そして、小豆島から石の海送が頻繁にされてくる状況を考えると、船をすぐに返すように指示した（船をすぐに返さないと石を運ぶ船が不足して石の海送に支障をきたすため）ことも当然の指示であった。そして、小豆島から海送された石を石上場からすぐに普請丁場へ直送したのではなく、いったん石置き場にストックしたことがわかる。このように考えると、小豆島→（海送）→大坂の石上場へ陸揚げ→石置き場へ引かせる、というプロセスがわかる。

【19】寛永元年の大坂城普請（第Ⅱ期工事）の準備として、元和9年の大村家文書には、石の上場と石置き場は「割符」の事、と記されている（元和9年）、（大再-135頁）。これは、石上場と石置き場は、幕府から諸大名に割り付けられる、ということの意味している。また、同文書には、石上場の町屋敷などこわしたいところがあれば申すべきこと、という記載もある（元和9年）、（大再-

136頁)。これは、石上場において、石の水揚げなどに支障となる町屋敷があればこわすことを想定している、という意味であり、町屋敷の存在よりも石上場の都合が優先された、という点で注意される。

C. 石垣構築等における技術的指示・技術的内容

【1】元和6年の大坂城普請において、細川家の丁場では、普請にも遅れず、石を小さく「無念」(=無心という意味か?)に築き、崩れることもない、と細川忠興は記している(元和6年)、(細川1-215号)。このことは、細川家の丁場では、小さい石を使用して石垣を構築しているので崩れない、という意味にとることができる。そして、水が出て根切りができないのは「惣様之事」である、と記している(元和6年)、(細川1-215号)。このことは、細川家だけでなく、普請丁場全体で水が出て根切りができなかったことがわかる。

【2】寛永13年の江戸城普請について、同11年に細川忠利が用意を申し付けたのは、小屋場・石垣の土台木・橋の道具・鉄であった(寛永11年)、(細川11-769号)。この場合、特に石垣の土台木を普請の前々年から準備している点に注目したい。

【3】寛永17年(1640)の八代城の石垣修理について、細川忠利は、石垣普請を急ぎすぎて脇が崩れてはいけなくて石を取りのけたならば、油断しないように指示した。そして、最早危ないところは過ぎたので、胴銅石(「どうかい」)・裏土(「うら土」)以下をそろそろとするように指示した(寛永17年)、(細川13-1063号)。この場合、石垣修理の拙速を戒めていることと、胴銅石・裏土という専門用語を細川忠利が使っている点に注意したい。

※八代城普請は公儀普請ではない。

【4】寛永17年8月13日～同月16日まで大雨が降ったため、八代城本丸北の方の石垣がふくれ出して崩れかかったので、幕府の老中へ修理の申請をおこなった。また、熊本城本丸東の方の石垣で「下地」がふくれ出たところは、いよいよふくれてきて危なくなってきたが、これは堀がない石垣の方なので、石垣の「根」に捨石(「すて石」)を重ね、ふくれた石に「かいかけ置」いて(様子を)見ようとした。(ふくれ出たのは石垣の下地であって)石垣ではないので、(幕府へは修理願の)絵図も出していなかった。石を(熊本城の)丸の内へ「取あつかい」すると、他所より何かと思われるので、八代城の石垣の修理を幕府へ申請したついでに申し入れた。「地きわ」より1、2間の間がことのほかふくれ出ているので、(石垣が)崩れれば(修理願の)絵図を出して幕府に申請する予定である、と細川忠利書状には記されている(寛永17年)、(細川14-1382号)。この場合、熊本城本丸石垣の「下地」がふくれ出たところへの具体的な対処法がわかる点は重要である。

※熊本城普請、八代城普請は公儀普請ではない。

【5】寛永13年の江戸城普請について、同11年に細川忠利は、国許(=肥後熊本)で石垣の土台木を調達するため、(下々に)山入りを申し付けることにした(寛永11年)、(細川18-2650号)。

【6】慶長16年(1611)、藤堂高虎は、城(居城である津城、或いは、支城の伊賀上野城と思われる)

の普請について、前回の飛脚では、門・長屋のことについて、まずは（作事を）待つように指示したが、もはや石垣も固まり、手伝い（の者）も暇があると思うので、太鼓の櫓・大手の門・北の長屋について、次第に石垣が早く完成した方より長屋・門・櫓を建てるように指示した。そして、石垣は本丸の分が完成すれば、その様子を駿河（にいる藤堂高虎のところ）へ報告するように指示し、古い石（「ふる石」）にて積むところを（藤堂高虎から）申し遣わすので、古い石・新しい石・栗石の大まかな見積りを書き付けて報告するように家臣に対して指示した（慶長16年）、（三重-217号）。このことから、石垣は完成してすぐに作事を開始するのではなく、石垣が固まるまである程度の時間が必要だったことがわかる。そして、古い石・新しい石・栗石というように石を区分して、見積りを出させて、古い石で積むところは藤堂高虎から指示する、としているのは、見積りによって古い石・新しい石・栗石の数を把握し、それに対応して古い石で積むところを高虎が決める、ということであろう。

※津城普請、伊賀上野城普請は公儀普請ではない。

【7】慶長16年、藤堂高虎は、伊賀上野城の普請の者（「上野普請衆中」）に対して、普請の者が油断して、「未進」或いは「ほりあさく」或いは「土居あしく」であった場合は処罰する、としている（慶長16年）、（三重-219号）。この場合、堀が浅かったり、土居が悪かったりした場合、処罰することから、高虎が普請においてどういう点にポイントを置いたのかがわかる。

※伊賀上野城普請は公儀普請ではない。

【8】元和9年、藤堂高虎は家臣に対して、角石の「あげ」（＝上げ）が遅いことを叱責している。最早、人もそろっているのに、遅れているのであれば（角石を）掘らせて、今日・明日の「塩」に横まで上げるように指示している。そして、急いで船を戻すように指示し、そうしないと、15日に「塩ぬけ」になる、と記している（元和9年）、（三重-275号）。この内容は、角石の採石が遅いことを叱責し、早く採石して船に積み、船を戻すように指示しているものと考えられる。「塩ぬけ」というのは海の潮流の関係を指すと考えられるので、この史料は小豆島から大坂への角石の海送のことを述べているのであろう。

【9】元和6、7年頃、藤堂高虎は家臣に対して、栗石の「入様」（入れ方の意味か？）について聞き届けた、としたうえで、（栗石の入れ方は）石を直してから（栗石を）ひろいあげ、（栗石を入れるのは）石面より3間程にして、（栗石の）裏へは土を入れるように指示した。裏土の「わり」（＝割）は（今日の）晩に申し付けるので、まず栗石は今日の分を持ち込むように指示した。（それとは別に）大石は水揚げするように指示した（元和6、7年頃）、（三重-433号）。このことから、高虎が直接、具体的な指示を出していることから、石垣構築において土木技術的知識に知悉していたことがわかる。

【10】元和6年の大坂城普請において、公儀普請奉行は諸大名の下奉行に対して、①北東の堀の根石は、土に埋まる分を1間にして掘り立てる、②台石は形（見本の石の形という意味か？）のよう^{ほりばた}にすること、③西側の堀端より50間の間に道をつくる、④石垣の裏の土居に所々に石段をつくる、

⑤内藤信正(大坂城代)の屋敷の前は腰石垣(「こし石垣」とする)、⑥(堀を掘った)「上ケ土」を取ることは、今年の暮であっても来春であっても準備次第にすること、⑦玉造口の土橋・門の地形引きのこと、などの具体的な指示をおこなった(元和6年)、(大編4-447~448頁)。このことから、公儀普請奉行が諸大名の下奉行に対して、土木的観点から具体的な指示を出したことがわかる。なお、この史料については、内容的に見て寛永2年(1625)のものであるとする説も出されている⁽¹¹⁾。

【11】寛永元年の大坂城普請について、細川忠利書状には、①栗石を石垣の裏へ引き籠め置く、②空堀丁場の狭間石を「ならし」(=天端の意味)の上へあげ、只今切り合わせをしている、という記載がある(寛永元年)、(大編5-19頁)。

【12】寛永2年の大坂城普請では、大坂城本丸の東西の堀について去年(=寛永元年)掘り残したところを掘ることと、玉造口について元和6年に石垣の「損申所」を築直すことをおこなった。これは寛永2年4月11日より開始するが、その前に堀の上水を切り落とし「石道之橋」を4筋かける予定であった(大編5-31頁)。この場合、石垣の築直しをするために、その前の段階として、堀の上水を切り落として堀の水を抜いて、石道(石を搬送するための道という意味か?)の橋(木橋なのか土橋なのかは不明)を4筋かける、など普請の準備に関する具体的状況がよくわかる。この場合、4筋の「石道之橋」をかけるのは、4つの大名家の担当丁場が今回の築直しの対象であるという点に関係するのかもしれない。

【13】寛永5年(1628)に將軍徳川家光が板倉重昌を京坂に派遣したが、この時に指示した23ヶ条の項目の中に、大坂城普請に関係する項目があり、①大坂城普請の根石がすわった時分に(板倉重昌が見回ること、②石垣さえこたえる(=状態を保つ、という意味)のであれば、はじめに命じられたよりも大きな石は無用である、③石面をけずることは無用である、という指示が含まれている(大編5-76頁)。このことから、根石がすわる時期というのは一つの区切りであったことや、必要以上の大石は要らないこと、石面をけずることは不要としたことがわかる。

【14】寛永5年の大坂城普請において、石垣を8間築き上げた以後は、角石を1日に1つずつ上げる予定の衆は勝手次第と公儀普請奉行が申し渡した。(他大名の丁場も含めた)全体(の丁場)では(角石を1日に)1つずつ上げることはできないであろうが、細川家では毎日必ず(角石を1日に)1つずつ上げたい、としている(寛永5年)、(大編5-84頁。大再-165頁)。このことから、石垣構築について、ある程度の高さを築き上げた以後は、角石を1日に1つずつ上げることが基準になっていたことがわかり注目される。

【15】寛永5年の大坂城普請において、(他大名の丁場も含めた)全体(の丁場)で「裏土居」を切り過ぎて(当初の)見積り以上に栗石が必要になった(寛永5年)、(大編5-84頁。大再-165頁)。

【16】元和6年の大坂城普請において、山内家(土佐高知藩主)の丁場では、石垣(豊臣時代の大坂城石垣と思われる)を崩すことになり、水際より根石まで2間半余あったが、京橋口を掘り抜き淀川へ水を落して、(堀の)水を引かせて、土に埋もれた根石まで崩して(から新しい石垣を)築

上げるように公儀普請奉行から指示された（元和6年）、（大再-85頁）。このことから石垣構築の具体的状況がよくわかり、豊臣時代の石垣の埋まっている根石まで崩してから（根石も除去したという意味か?）、新しい石垣を構築したことがわかる。

【17】元和6年の大坂城普請において、高石垣に栗石を「四間通」入れるようにと（幕府より）御触れがあった（元和6年）、（大再-88頁）。このことから、栗石をどれくらい入れるのかも幕府から指示されていたことがわかり、丁場によって高石垣に入れる栗石の量に違いがないように意図したものと思われる。

【18】元和6年の大坂城普請において、藤堂高虎は石場がある加茂にいる家臣に対して、石切りのことは、大きく切らせるように指示したほか、中石・小石は多く（必要であるが）、角石は必要ないと指示している（元和6年）、（大再-90頁）。このことから、藤堂高虎が石の大きさを具体的に指示していたことがわかる。

【19】元和6年の大坂城普請において、藤堂高虎は家臣を石場がある加茂に遣わして、大石に念を入れて大坂城の高石垣の用に立つように（加茂にて大石を）切らせるように指示した（元和6年）、（大再-91頁）。この場合、大坂城の高石垣に対応できるように加茂で大石（＝サイズの大きい石）を切らせるように高虎が指示した点は注目される。そして、大坂城高石垣には大石を使用したことがわかる。なお、大再-91頁では「大工」と活字化されているが、史料原文⁽¹²⁾を確認すると「大石」が正しいので、大石と解釈した。

【20】元和6年の大坂城普請において、①同年3月朔日に鍬始めがおこなわれた、②藤堂高虎が、北国衆（＝加賀前田家）が担当した、東側の青屋口について、根石の地形を見たところ心配するような状況ではないが、青屋口で気がかりなところは、昔の根石（＝豊臣時代の根石という意味と思われる）が残っており、そのうえ石垣の高さは皆々が言うよりは低い、ということを藤堂高虎は同年の3月3日付で老中（幕府年寄）4名に宛てて報じた（元和6年）、（大再-94頁）。

さらに、同年の3月5日付で、北国衆（＝加賀前田家）は、このところが（自分たちが）受け取った丁場であり藤堂高虎に渡すことは出来ないので、是非とも（自分たちに）命じてほしいと述べたことを藤堂高虎は公儀普請奉行5名に宛てて報じた（元和6年）、（大再-94頁）。

そして、同年の3月6日付で、①大坂城の鷺池青屋口の「地心」が悪いところは60間あり、このところは北国衆（＝加賀前田家）の丁場の内にある、②しかし、（北国衆は）あまり石垣の「御功者」ではないので、特に（藤堂高虎は）心配している、③藤堂高虎が（この「地心」が悪い）60間の分を受け取り、（掘の水を）落として（豊臣時代の）根石を見届け、「穴生又ハ功者の者共」と相談して、是非とも（対策を）つきとめたいと思い（そのことを北国衆へ）申し渡した、④「悪所」で心もとないところを「無功成衆」（北国衆のことを指す）へ渡して、以後、石垣が損じた場合どうするのか、⑤もっとも、藤堂高虎が担当しても「地心」が悪いところなので、どうなるかはわからない、⑥高石垣もそれぞれ割り付けのごとく用意した、と老中（幕府年寄）4名に宛てて報じた（元和6年）、（大再-96～97頁）。

この経過のポイントは、大坂城青屋口の「地心」が悪いところ60間を石垣技術が未熟な北国衆(=加賀前田家)が担当していることを心配した藤堂高虎が、豊臣時代の根石を見届けて穴生などとも相談して対策を講じたい、としている点である。つまり、時期的には鉄始めをおこなった直後(数日後)であって、北国衆(=加賀前田家)がすでにかかなりの高さまで石垣を構築していたわけではなく、北国衆(=加賀前田家)が鉄始めをおこなった数日後の早期の段階の現在しか、豊臣時代の根石を見届けることはできないので、藤堂高虎は急いでいたのであろう。そして、石垣技術の点において、藤堂高虎の北国衆(=加賀前田家)に対する評価が、石垣の「御功者」ではない、とか、「無功成衆」というように低い評価である点も注目される。北国衆(=加賀前田家)が自分たちの丁場を藤堂高虎に渡さなかったことも高虎の心証を悪くしたのであろうか。元和6年の時点における加賀藩の石垣技術に対する高虎の評価という意味でも、それが正しい評価なのか否か(或いは、高虎のみの評価なのか否か)は別にして、重要な点である。このことは、当時(元和期)における諸大名が持つ石垣構築技術の技術差とも関係する問題である。

[21] 元和6年の大坂城普請について、黒田長政は家臣に対して、御影には大石がないとのことであるが、掘らせてでも最前の注文のように用意するように指示した。そして、御影以外のところで(石を)切ると、(石の)色が変わって悪いので、手間がかかっても御影へ「出人」を遣わして申し付けるように指示した(元和6年)、(大再-124頁)。このことから、大石は掘れば出てくる、という点が注意されるほか、黒田長政が御影から大石を採石することにこだわった原因が、他所から採石した石では、石の色が変わってしまうことに対する懸念であったこともわかる。

[22] 元和6年の大坂城普請で松平忠直(越前福井藩主)・毛利秀就(長門萩藩主)・山内忠義(土佐高知藩主)・堀尾忠晴(出雲松江藩主)が担当した石垣が、寛永元年に(堀の)水を落とした時、(石垣に)少し歪みが見つかったため、築直しすることになった(寛永元年)、(大再-148頁)。この場合、逆に言えば、堀の水を落とさないと石垣の歪みは見つからなかった、ということになる。

[23] 年月日欠(慶長18年[1613]~元和3年[1617]、或いは、寛永15年[1638]4月~明暦元年[1655]までに年次比定できる⁽¹³⁾)の有馬忠頼(筑後久留米藩主)の書状には次のような記載がある(『福岡県史』近世史料編・久留米藩初期(上)、347号⁽¹⁴⁾)。

当御普請(城名は不明。江戸城か?)は根切りが堅く、岩にて切り急ぎ、随分精を出して切り立てた。そして、去る8日より「石垣二通分」が出来た。あまり高い石垣ではなく、(高さは)7間余である。しかし、いまだはっきりと(石垣の)高さのことを(公儀普請)奉行衆が定めていない。(石垣の高さは)根石より高さの間数に応じて法(=勾配)などを吟味して定まるものなのに、「二通石組」が出来ても(公儀普請奉行は石垣の高さのことを)知らない。(公儀普請)奉行衆は(本来)「石垣御功者」であるべきであるが、現在の様子ははっきりと「石垣之作法」を知らないようである。(本来、公儀普請奉行は)方々より「石垣功者」として召し寄せられるが、まったく(石垣の)「功者」ではなく、きわめて「無功者」である。前々より「公儀大普請」(大規模な公儀普請という意味か?)に指図をしたこともない者共とのことである。我等などでさえ彼等(公儀普請奉行のことを指す)

の「申分」（＝言っている内容）がおかしいと思うので、きっと（石垣の）「功者」の者共は、ますますおかしいと思うであろう。「見かけ」さえその通りなので、以後のことは、決して得心がある人物ではない（と思われる）。（今回の公儀普請奉行は）これまで「水石垣」（水敲石垣の誤記か？）も申し付けた人物でもないと思われるので、（公儀普請奉行でありながら石垣のことを詳しく）知らないのもっともである。

この内容は、本来、「石垣功者」であるはずの公儀普請奉行が、今回の公儀普請では石垣技術に関する知識がないことに対する大名（有馬氏）側からの不信感としてのクレームをあらわした内容である。特に、公儀普請奉行が石垣の高さを決めることができない点にクレームを付けている。このことは、石垣の高さは公儀普請奉行が決めるものである、ということを示しており注目される。また、石垣構築には「石垣之作法」が存在することや、石垣の高さは根石より高さの間数に応じて法^{のり}などを吟味して定まるものである、としている点も注目される。

D. 「つきのき」（「築退」、「築のき」）という記載について

『細川家史料』には、「つきのき」、「築退」、「築のき」という記載が出てくる箇所がある。その箇所を列記すると以下ようになる。

【1】寛永13年の江戸城普請について、細川家は「築のきニ」命じられ、小屋場などのことを申し付けた（寛永11年）、（細川13-1153号）。

【2】寛永13年の江戸城普請について、5間石垣は、大方5000間のうち「つきのき」とのことで、細川家は手伝いであり、年内（＝寛永11年）の石の用意も少しもしていないので手遅れになると思うが、来年（＝寛永12年）中の準備なので用意できるだろう（寛永11年）、（細川18-2716号）。

【3】寛永11年11月9日に来々年（＝寛永13年）の江戸城普請が（諸大名に対して）命じられ、（諸大名の担当は）「手伝」と「寄石衆」にわかれることになった。いずれも「つきのき」にしたい、ということ（將軍徳川家光が）聞き入れて、細川家（「手前切」）は「つきのき」になった（寛永11年）、（細川18-2718号）。

【4】来々年（＝寛永13年）の江戸城普請が決まり、いずれも「築退」になるので、その用意をする（寛永11年）、（細川18-2733号）。

【5】寛永13年の江戸城普請について、老中奉書が出され、残らず「築退」に石垣をすべきことを仰せ越された。当月（寛永11年12月）10日頃、少しは石割りをする者を伊豆へ遣わす予定である（寛永11年）、（細川18-2742号）。

このように、「つきのき」（「築退」、「築のき」）の用例は、『細川家史料』において、寛永13年の江戸城普請関係の記載に限定されていることがわかる。「つきのき」の意味については、よくわからないが、上記の用例を見ると、幕府から諸大名に対して普請などを命じる形態の一種を示すように思われる。しかし、詳細な意味は現段階ではわからないので、今後、「つきのき」の類例を検討していく中で、その意味を解明したい。

小 括

本稿での検討により、公儀普請において、諸大名が石場の確保に重点を置いたことや、石場だけでなく、石上場や石置き場も諸大名にとって重要な場所であることがわかった。

これまでの研究史上の指摘では、例えば「石切丁場→石引き道→普請丁場という一連の作業段階」に着目する北野博司氏の指摘があったが⁽¹⁵⁾、本稿での検討を踏まえると、「石場(伊豆・小豆島・塩飽諸島など) - 〈石船による石の海送〉→石上場(江戸・大坂)〔石の陸揚げ・水揚げ〕 - 〈石引き〉→石置き場(江戸・大坂)〔石をキープする〕 - 〈石寄せ〉→普請丁場(江戸城・大坂城)」(概念図として図1を参照)というように、石場(石切丁場)と普請丁場だけが重要なのではなく、石の陸揚げ・水揚げをおこなう石上場、普請丁場に石寄せをする前にいったん石をキープしておく石置き場も重要な場所であることがわかった。つまり、石場から石を海送して水揚げしても、すぐに普請丁場へ石を引いていくのではなく(すぐに普請丁場へ石を直送するのではなく)、石を溜める場所として石上場と石置き場の2ヶ所があったことがわかる。このことは、公儀普請に必要な膨大な石の数を考えれば、当然のことなのであるが、石上場と石置き場の存在が、これまでの研究史で十分に指摘されてこなかったのは文献史料の分析が不十分であったからであろう。その意味では、今後、石場(石切丁場)、普請丁場だけでなく、石上場、石置き場の実態説明も進めていく必要がある。

本稿の検討であきらかになった江戸の石置き場としては、霊岸島、「こさい嶋」(或いは「ごさい嶋」)、銭毬橋がある(細川13-1192号、細川19-2895号、2994号)。

霊岸島は、八丁堀の南東の隅田川河口部に築立てられた島であり、寛永元年に海上を埋め立てて陸地を造成したものである⁽¹⁶⁾。『細川家史料』において霊岸島を石置き場として記載している細川忠利書状は寛永12年のものなので(細川19-2895号、2994号)、霊岸島が造成されてまだ10年程度しか経っていないことから、多くの石を置く広さは十分あったと考えられる。また、霊岸島は海に面していたことから、伊豆から来た石船を霊岸島に直接着岸して石を水揚げして置いた可能性も考えられる。この場合は、霊岸島の石置き場は石上場も兼ねていた可能性もある。

「こさい嶋」(或いは「ごさい嶋」)はどの場所なのか不明であるが、「嶋」という表記からすると、霊岸島と同様に海上を埋め立てて造成された陸地であった可能性が高い。とすると、霊岸島と同様に伊豆から来た石船の着岸の利便性から石置き場になった、と考えられる。

銭毬橋は江戸の道三堀にかかっていた橋であり、道三堀は江戸城の和田倉門へと通じているので、立地的に江戸城に近く、石置場として好条件であったことがわかる。このように、江戸城普請関係の石置き場は立地的に見てそれぞれ都合の良い場所であったと考えられる。

大坂城普請関係の石上場は、寛永期の黒田家(筑前福岡藩主)の石上場が、大坂の道頓堀川沿岸や東横堀川沿岸にあったことが、大阪歴史博物館の調査によってあきらかになった⁽¹⁷⁾。この場合、石上場が堀川の沿岸にあった、という点が注意される。つまり、堀川を使って石を船で運ぶと仮定した場合、堀川の沿岸に石上場があることは、石上げの利便性を考えたためと思われる。また、前

田家（加賀藩主）は、大坂城外の玉造（現大阪市中央区玉造）・^{たまつくり}嶋野（現大阪市城東区嶋野西など）^{しごの}近辺の空き地4万3000坪を北国石運送の石上場にした⁽¹⁸⁾。

上記以外にも本稿で扱った問題は多岐にわたるが、こうした多様な問題を含む点こそが公儀普請のダイナミズムをあらわしており、公儀普請が持つ本質を解明する作業は、個々の具体的事例をもとに考察していく帰納的方法論をベースにすべきであろう。その意味では、今後も公儀普請に関する個々の事例についてより多くの検討をおこなっていく必要がある。

[註]

- (1) 拙稿「近世初期（元和・寛永期）の公儀普請（城普請）の実態に関する考察Ⅰ－石材調達・石垣普請の事例を中心に－」（『別府大学紀要』51号、別府大学、2010年）。
- (2) 『細川家史料』1～21〈大日本近世史料〉（東京大学出版会、1969～2008年）。
- (3) 『宗国史』上巻（上野市古文献刊行会編纂、上野市発行、1979年）。
- (4) 『三重県史』資料編、近世1（三重県、1993年）。
- (5) 『大阪編年史』4巻（大阪市立中央図書館市史編集室編集・発行、1968年）。『大阪編年史』5巻（大阪市立中央図書館市史編集室編集・発行、1968年）。
- (6) 『大坂城再築関係史料』〈大阪市史史料第71輯〉（大阪市史編集所編集、大阪市史料調査会発行、2008年）。
- (7) 細川19-2985号には、寛永12年、石川政次の屋敷の裏の「こさい嶋」を、細川家が（石置き場として）借りていたことが記されている。
- (8) 『角川日本地名大辞典』13〈東京都〉（角川書店、1978年、426頁）。
- (9) 鈴木理生『江戸と城下町』（新人物往来社、1976年、266頁）。
- (10) 前掲註（9）に同じ。
- (11) 内田九州男「徳川期大坂城再築工事の経過について」（岡本良一編『大坂城の諸研究』、名著出版、1982年、362～364頁）。
- (12) 『朝尾直弘著作集』4巻（岩波書店、2004年、416頁の史料「元和六年案紙」の原文写真）。
- (13) 年月日欠のこの書状には「中書」と署名が書かれているので、有馬忠頼が中務少輔、或いは、中務大輔の時代に該当することになる。『新訂寛政重修諸家譜』第8（統群書類従完成会、1965年、54頁）によれば、有馬忠頼は慶長18年に中務少輔に叙任し、元和3年に兵部大輔に改め、寛永15年4月に中務少輔に復し、のち中務大輔に改めた。よって、この書状の年次としては、慶長18年～元和3年か、或いは、寛永15年4月～有馬忠頼が死去する明暦元年まで、ということになる。
- (14) 『福岡県史』近世史料編・久留米藩初期（上）（財団法人西日本文化協会編纂、福岡県発行、1990年、347号文書）。
- (15) 北野博司「近世城郭と石垣普請の実像－近年の研究動向と遺跡の保存－」（『日本歴史』696号、吉川弘文館、2006年、88頁の図1「石垣普請の工程と場」）。
- (16) 『日本歴史地名大系』13巻〈東京都の地名〉（平凡社、2002年、284頁）。

- (17) 春日市奴国の丘歴史資料館所蔵「道頓堀周辺石上場図」(寛永初期)、同「東横堀・長堀周辺石上場図」(寛永2年)、(大阪歴史博物館のホームページ、「特別公開 新発見!道頓堀を描いた最古級の絵図」、http://www.mus-his.city.osaka.jp/contents/news/2008/yasuike_dotonbori.html)
- (18) 「安井系譜」(『大日本史料』12編の33、東京大学史料編纂所編纂、東京大学出版会発行、1974年復刻、62頁)。「安井系譜」によれば、この空き地4万3000坪は安井九兵衛(大坂三郷の一つである南組の惣年寄)が、豊臣家から賜って請所(=管理地)にしていた土地であり、前田家のために安井九兵衛が周旋して提供したものである。なお、4万3000坪という土地面積は、現在の東京ドーム約3つ分の広さにあたる。

図1

石場から普請丁場までの石の搬送のプロセス

